

若狭における福井県の「でたらめ行政」を検証する（その34）

こうちがわ

河内川ダム建設の無駄と無謀 その⑬

河内川ダムは平成21年6月に

洪水調節専用ダムに設計変更されている 3

(小浜市) 松本 浩

福井県、小浜市、若狭町が共同事業者となった河内川ダム建設工事の「基本協定書」第2条三は、共同工事の内容について「別添事業計画書のとおり」とし、同条2項は工事内容を「変更しようとするとき」は共同事業者が「協議して定める」と規定している。

筆者は、河内川ダムの目的が、小浜市や若狭町との協議なしに「多目的ダムから洪水調節専用ダム」に変更されており、同「変更」は基本協定書に違反しているとの疑いを持って、小浜市と福井県に基本協定書第2条に係る「別添事業計画書」の開示を請求した。

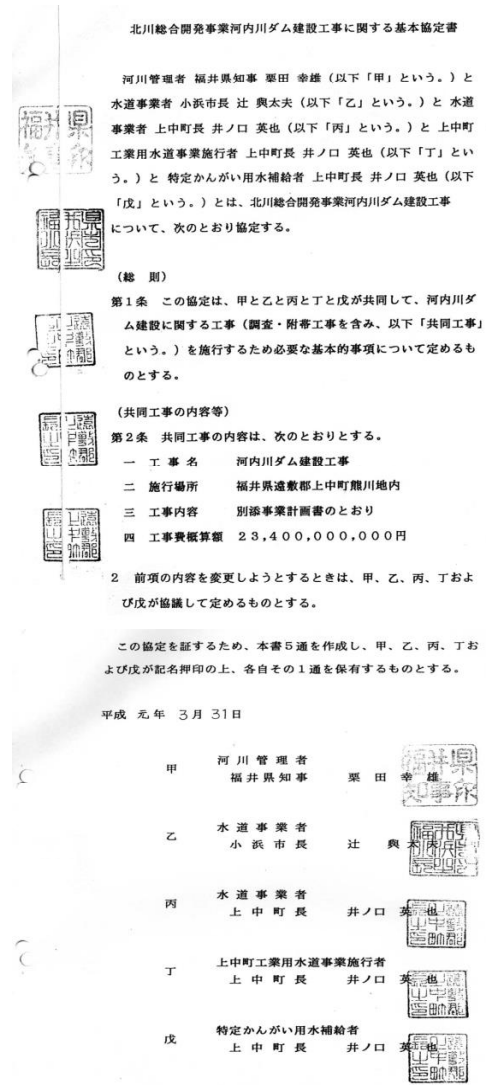
その開示請求に対して平成30年11月27日、小浜市から「公文書不存在」の理由による「非公開決定通知書」が届いた。

福井県からは平成30年12月13日、平成8年3月29日付「基本協定書」外3件の変更基本協定書「第2条三記載に係る別添事業計画書」の非公開処分決定書が届いた。

処分理由はいずれも「該当する公文書を作成し、または取得しておらず、公開請求に係る公文書が存在しないため」というものであった。福井県も小浜市も、調印した基本協定書で「工事内容は別添事業計画書のとおり」と規定はしたが、「別添事業計画書」は「作成していない」「取得していない」からと、「別添事業計画書」は非公開処分した。

小浜市は「別添事業計画書」の開示請求を受けて、その不存在に初めて気づいた様子であったが、福井県は、初めから意図的、計画的に「別添事業計画書」を添付せず、添付しないことによって、小浜市や若狭町との協議なしで河内川ダムの目的や内容を自由に変更し得る仕組みをつくっていたのである。協議なしで工事内容を変更しても、「事業計画書は存在しないから存在しない計画書を変更することはできない」という道理である…

平成21年1月から同6月にかけて福井県



上図は北川総合開発基本協定書の1頁と5頁

と国土交通省は、共同事業者と協議することなく「多目的ダムから洪水調節専用ダム」へ河内川ダムの目的を変更した。

しかし、その直後の同年 8 月 30 日の総選挙で「コンクリートから人へ」のスローガンを掲げた民主党が勝利したことを受けて、河内川ダムは再び「洪水調節専用ダムから多目的ダム」へと戻され、「ダム検証」によりダム継続の決定を得た後に、もう一度「多目的ダムから洪水調節専用ダム」へと目的が変更された。いずれも協議はなされていない。

さて、平成 30 年 12 月 19 日、河内川ダム事務所において「河内川ダム建設工事に関する基本協定書」に係る公文書の一部公開がなされたが、その際、福井県土木部河川課には明らかに居直りの態度が見られた。

福井県土木部河川課の辻村参事(ダム建設)、同河川課のダム建設・足羽川ダム対策グループの磯谷企画主査、同グループの坂本主事らから文書の開示がなされたが、河内川ダムの利水計画を廻るやり取りは、要旨次のようなものであった。

松本：新聞報道では、このほど試験湛水式が行われて湛水が始まったようですが、私は、ダムサイトの地質から見て、河内川ダムには水が溜まらなないと考えています。

職員：……

松本：河内川ダムからは、ほんの数キロメートルしか離れていない滋賀県の石田川ダムと同様に、始め満水になったとしても間もなく水は漏れることになるでしょう。

職員：……

松本：最初、仮に水が溜まったとして、溜まった水を何に使うのですか。

職員：それは、小浜市や若狭町が使うことになると思います。

松本：試験湛水に関する福井県の公文書で、利水者の取水時期について、水道用水は小浜市や若狭町に「今後確認予定」、特定かんがい用水も若狭町に「今後確認予定」、工業用水も「今後確認予定」とされています。試験湛水が始まった今、もうこの予定の「確認」はなさいましたか。

職員：…… まだです。

松本：…… それは、おかしいですね。この「河内川ダム建設工事に関する基本協定書」

が福井県と小浜市と上中町の間で最初に結ばれたのが、平成元年ですから、それからでも既に 30 年が経過しています。百億単位の、… 415 億円もの公金を使ってダムを建設しながら、利水者がダム用水をいつから使うか確認もできないんですか。

職員：いつから使うか、それは県ではなくて小浜市や若狭町の問題ですから…

松本：…… そんな無責任な。ダム建設の施工主体はあくまでも福井県じゃないですか。まるで他人事のように言われるのは理解できませんね。

職員：……

松本：…… ご存知でしょうけど、小浜市も若狭町もダム用水は使いませんよ。工業用水はもう、有り余っていますし、上水道も、住民に飲ませると言っても、バケツに汲んで川の水を飲ませることはできませんから、水道事業で何十億円もかけて浄水場を建設して、それで、浄水した川水を配水池までパイプで…

職員：送らなければ…

松本：…… そう、それだって多額の費用がかかりますからね。

職員：……

松本：しかも、水道事業は企業会計ですから、経費の負担はすべてが加入者である住民にかかってきます。水道料金が 2 倍にも 3 倍にも上がることになります。そんな無駄なことを豊かな地下水に恵まれた小浜市や若狭町の住民が納得する筈がありません。

職員：でも、ダムの水をどうするかは、それは福井県の問題ではありません。

松本：…… だって、小浜市も 27 億 6000 万円余りを負担して共同事業者になってはいますが、ダム工事の主体はあくまで福井県じゃないですか… ダム用水が使われるかどうかには福井県は関係ないとおっしゃるのですか。福井県に責任はないと…

職員：河内川ダム事業は、もともと、小浜市や上中町から「水が足りないのでダムを作って欲しい」という要請があって始められたものですから…

松本：え…? はあ… それが今の、県の方針ですか。…なるほど、ダムは、出来たまま何にも使わない… 水は漏れても溜まらなくても、誰からも何の文句も言われぬ

で、…20年、…30年、…50年と放置して時の流れにまかせる… 責任も何も曖昧にしたまま、忘れ去られるのを待つ… 自然を破壊して415億円の公金を無駄にしても誰も責任をとらない、責任を問われない… ということにするのか…

職員：… 福井県は、小浜市や上中町の要請によって河内川ダムを建設してきたんですから、責任は小浜市長やその市長を選んだ小浜市民にあるんじゃないですか。

松本：(思わず立ち上がって)何をおっしゃるんですか！ …そんなふうにご考えておられるんですか。それだとしたら、あなた方の認識は事実とは違っていますよ。考え方も完全に間違っています！ 何ということと言うんですか！

職員：…

松本：… 小浜市や上中町は、望んでダム事業に参画したものではありませんよ。無理やり福井県や国に押し付けられんですよ。河内川ダムは、国や県が企画した小浜市田鳥地区への原子力発電所、後に使用済み核燃料の中間貯蔵施設誘致のために、田鳥の半島へ大量の用水を送る必要から建設されたものです。…昭和の終わりころ、昭和 59 年、小浜市への原発誘致に最後まで抵抗した浦谷市長は、中川知事を目論んだ小浜市池河内へのダム建設にも頑として同意しませんでした。「地下水の豊かな小浜市にダムは要りません」として、福井県の多目的ダムへの参画に同意しなかったのですよ。

職員：… 小浜のどこですか。

松本：国宝、明通寺のある門前の川上の集落が池河内です。松永川の上流です。それで、原発用水の確保を急いだ中川知事は急遽小浜市をあきらめて、上中町の河内川にダム建設地を振り替えたのです。しかし、それでも浦谷市長は多目的ダムへの参加を拒否したので、昭和 59 年までは「北川総合開発対策協議会」も設立できなかった…

職員：…

松本：その浦谷市長が昭和 59 年 2 月、胃潰瘍で小浜病院に入院、術後悪性肝炎を併発して死亡される不幸があり、その騒ぎの最中、5 月 9 日、福井県は強引に小浜市と上中町の三者からなる「北川総合開発対策協

議会」の設立総会を開催し、おそらく同日、国に「河内川ダム認可設計書」を提出したんです。私は今、その設計書に添付された「河内川ダム建設工事計画説明書」を持っています。(同説明書の綴りを示す)

福井県は、昭和 60 年度「説明書」は同年 5 月 17 日に、昭和 61 年度「説明書」は同年 5 月 7 日に、それぞれ提出したとしています。しかし、昭和 59 年度の「説明書」の提出日については言を左右にして明らかにしませんでした。

職員：…

松本：… 浦谷市長が亡くなられたのは昭和 59 年 6 月 15 日のことでしたから、小浜市長の同意を得たとして「河内川ダム認可設計書」を国に提出したのは、おそらく、浦谷市長が小浜病院で必死に病魔とたたかっておられる最中、ご存命のことだったので、提出日を公表するのは、恐ろしくて出来なかったのだと思います。

職員：…

松本：私がこの昭和 59 年度の「河内川ダム建設認可設計書」の開示請求をして非公開処分を受けたのは昭和 63 年 8 月です。まだ文書の保存期限も切れてなかったんです。

小浜市も昭和 59 年度の「北川総合開発対策協議会」設立総会に係る記録文書については、「どんなに探しても見つからない」の一点張りで公開を拒否しました…

こうして福井県は、昭和 59 年 5 月ころ、浦谷音次郎小浜市長が小浜病院で死に直面しながらも、まだ存命中であったにもかかわらず、市長の意志に反して、小浜市も共同事業者として参画する「河内川ダム認可設計書」を国へ提出したんですよ。

職員：…

松本：小浜市民は、それまで二度にわたって田鳥地区への原子力発電所誘致を阻止する運動を繰り返して、浦谷市長もまた市民の声に応じて原発誘致に反対の意志を貫いておられたのです。ですから、河内川ダム建設は小浜市長や小浜市民の要請によるものでは断じてありません。それは、福井県や国の小浜市田鳥への原発を建設する計画から企図され、言わば国策として強引に押し進められたのです。(次号に続く)